



平成 27 年 3 月 17 日

各 位

会社名 アヲハタ株式会社  
代表者名 代表取締役社長 野澤 栄一  
(コード番号 2830 東証第2部)  
問合せ先 常務取締役経営本部長 矢萩 直秀  
電話番号 0846-26-0111

## 投資有価証券売却益の計上に関するお知らせ

当社が平成 27 年 3 月 10 日に公表いたしました「投資有価証券の売却に伴う業績予想の修正に関するお知らせ」の補足として、当社および当社の子会社である株式会社エイエフシイが、平成 27 年 1 月 30 日にキューピー株式会社普通株式をキューピー株式会社に売却したこと（以下「本取引」といいます。）につきまして、以下のとおりお知らせいたします。

なお、株式会社エイエフシイでは平成 26 年 12 月 15 日の同社取締役会において、また、当社では平成 26 年 12 月 24 日の当社取締役会において、本取引につき、キューピー株式会社が同条件にて本取引について決議した場合に有効となる停止条件付で決議しており、キューピー株式会社が平成 27 年 1 月 8 日に同内容で決議をしたため、同日をもって本取引が決定されております。

### 1. 本取引の概要

- |               |   |
|---------------|---|
| (1) 売却対象株式の種類 | キューピー株式会社普通株式   |
| (2) 売却株式数     | 133,251 株<br>(当社 103,251 株、株式会社エイエフシイ 30,000 株)             |
| (3) 売却単価      | 1 株につき 2,320 円  |
| (4) 売却価額の総額   | 309,142,320 円<br>(当社 239,542,320 円、株式会社エイエフシイ 69,600,000 円) |
| (5) 売却日       | 平成 27 年 1 月 30 日  |
| (6) 売却方法      | 相対取引  |

### 2. 本取引を行った理由

平成 26 年 12 月 1 日付で当社および株式会社エイエフシイがキューピー株式会社の子会社になったことにより、親会社であるキューピー株式会社株式を相当の時期に処分する必要が生じたことによるものです。

### 3. 今後の見通し

本取引により売却益 269 百万円を特別利益として計上しましたので、第 2 四半期累計期間および通期の当社連結業績予想を修正しております。

#### 4. 支配株主との取引に関する事項

キューピー株式会社は当社および株式会社エイエフシイの親会社であり、本取引は、支配株主との取引に該当します。

当社は、平成 27 年 2 月 10 日付で開示した「コーポレート・ガバナンス報告書」の「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護に関する指針」において、「当社の親会社であるキューピー株式会社に対する製品の販売価格につきましては、一般の取引価格と同様、当社の見積価格および市場価格を勘案し都度協議の上決定することとし、少数株主の利益を害することのないよう取引をおこなってまいります。」（以下「本指針」といいます。）と定めております。本取引における本指針との適合状況は、以下のとおりです。

##### (1) 公平性を担保するためおよび利益相反を回避するために講じた措置

本取引における売却単価は、キューピー株式会社と協議の上、当社少数株主の利益を害することのないよう、平成 27 年 1 月 8 日に本取引の決定をキューピー株式会社が開示した翌日から 5 営業日、すなわち平成 27 年 1 月 9 日から平成 27 年 1 月 16 日までの東京証券取引所第一部における、キューピー株式会社株式の各日終値の単純平均（1 円未満の端数は切上げ）といたしました。

また、キューピー株式会社の代表取締役社長である当社取締役の三宅峰三郎氏およびキューピー株式会社の専務取締役である当社取締役の中島周氏は、利益相反の観点から本取引の決議には参加していません。

##### (2) 当該取引等が少数株主にとっても不利益なものでないことに関する支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要

当社監査役の田中幸俊氏より、価格の決定方法等を総合的に勘案し、本取引が当社少数株主にとって不利益でないと認める旨の意見書を平成 27 年 1 月 8 日付で受領していましたが、田中氏は社外監査役ではなく、株式会社東京証券取引所からの指摘を踏まえ、「支配株主との間に利害関係を有しない者による、本取引の決定が少数株主にとって不利益なものでないことに関する意見の入手」のため、平成 27 年 3 月 16 日付で改めて、支配株主と利害関係のない者である当社独立社外監査役の松居智子氏より、本取引が当社少数株主にとって不利益でない内容であったと認める旨の意見書を受領しております。同意見書において、本取引の目的は、平成 26 年 12 月 1 日付で当社および株式会社エイエフシイがキューピー株式会社の子会社となったことにより、会社法第 135 条 3 項に従い、保有するキューピー株式会社株式を相当の時期に処分する必要が生じたことによるものであり、合理的であるといえ、また、本取引の交渉過程の手続きは、当社が当社少数株主の不利益となることのないよう独立かつ公正に交渉を行い、キューピー株式会社が交渉内容について親会社としての影響力を行使した事実も認められず、また、対価の公正性についても、本取引における売却価格は東京証券取引所第一部におけるキューピー株式会社株式の市場価格を基にし、キューピー株式会社の平成 26 年 11 月期の決算発表翌日から 5 営業日のキューピー株式会社株式の各日終値の単純平均としたことで、キューピー株式会社の決算状況を織り込んだ上で、株価の各日の値動きの影響を極力排除しており、公正性のある価格といえる旨の意見を受領しております。

したがって、本指針は製品の販売価格についての方針となっておりますが、本取引における売却単価その他条件の決定についても、本指針に準じて当社少数株主の利益を害することのないよう行われており、本指針の内容に適合しているものと判断しております。